

令和4年色麻町議会定例会3月第2回会議会議録（第1号）

令和4年3月29日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

8番 工藤昭憲君 9番 今野公勇君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策 室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野裕君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹荒弘君

社会教育課長兼公民館長 山崎長寿君
兼農村環境改善センター
所長

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋正彦君
書 記 小松英明君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会議日程の決定
日程第3 議案第30号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）
日程第4 議案第31号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算
（第7号）
日程第5 議案第32号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第6 議案第33号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4
号）
日程第7 議案第34号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第35号 色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会議日程の決定
日程第3 議案第30号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）
日程第4 議案第31号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算
（第7号）
日程第5 議案第32号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第6 議案第33号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4
号）
日程第7 議案第34号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第35号 色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て
-

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、3月第2回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長としての次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第30号から議案第35号までの6か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、8番工藤昭憲議員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。3月第2回会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、3月第2回会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第30号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第30号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第30号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,646万1,000円を追加し、予算総額を49億9,541万8,000円といたしました。今回の補正は、予算執行に基づく予算整理と、交付金などの交付確定額などに伴う補正が主なものであります。

そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきます。まず、歳入から御説明いたします。議案書9ページ御覧ください。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金が216万円の増。

10ページになります。

第10款地方特例交付金第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金419万8,000円の増。この交付金につきましては、コロナ禍による厳しい経営環境下にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産として事業用家屋に係る固定資産税を軽減した額、これが補填されるものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税は、特別交付税1億5,750万1,000円、震災復興特別交付税1,222万9,000円、合わせまして1億6,973万円の増となり、令和3年度の特別交付税は2億5,750万1,000円に、震災復興特別交付税は8,809万3,000円になりました。

第15款国庫支出金は、第1項国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金222万7,000円の減。第2項国庫補助金で、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金補助金531万3,000円の減。社会資本整備総合交付金466万6,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金183万9,000円の減など、合わせて377万8,000円の減。

11ページになります。

第16款県支出金は、第2項県補助金で、乳幼児医療費補助金154万1,000円の減。農業次世代人材投資事業補助金112万5,000円の減など、合わせて311万円の減。

12ページになります。

第17款財産収入は、第1項財産運用収入で、地域情報通信基盤設備貸付収入525万2,000円の減。第2項財産売払収入で、町有林素材生産売払収入506万6,000円の減など、合わせて1,001万3,000円の減。

第18款寄附金は53万9,000円の増額で、横山民子様から20万円の災害対策費指定寄附を頂戴しております。

また、ふるさと納税寄附金は2月の1か月分といたしまして、26件、33万9,000円を増額いたしております。今年度2月末までのふるさと納税の総額は、845件、1,052万5,000円となりました。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

13ページ。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を1億650万円減とし、令和3年度の財政調整基金繰入金はゼロとなりました。

第21款諸収入は、第4項雑入で、南大集会所ネットフェンス設置に係る地区負担金45万8,000円の減。N T T電柱損壊に係る賠償金666万9,000円の増。学校給食保護者等納付金243万8,000円の減など、合わせて266万2,000円の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出補正の内容につきましては、事業の実績に基づく予算整理のための減額補正が主であります。議案書14ページを御覧ください。

主なものとしたしまして、第2款総務費は、第1項総務管理費で、退職手当組合負担金215万3,000円の減。

15ページ。

14目になりますが、地域情報通信基盤設備保守委託料141万7,000円の増など、合わせて357万9,000円の減額であります。

第3款民生費は、第1項社会福祉費で、16ページ、11目になりますが、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金500万円の減。第2項児童福祉費で、乳幼児医療費児童医療費の扶助費で163万4,000円の減など、合わせて814万7,000円の減額であります。

第4款衛生費は、第1項保健衛生費で、17ページの8目になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種委託料223万2,000円の増。第3項下水道費で、下水道事業特別会計繰出金231万円の減など、合わせて350万7,000円の減額であります。

18ページ。

第6款農林水産業費は、第1項農業費で、町農作物病虫害防除協議会補助金157万2,000円の減。農業次世代人材投資事業補助金112万5,000円の減。下水道事業特別会計繰出金423万2,000円の減など、合わせて1,330万8,000円の減額であります。

19ページ。

第7款商工費は、町中小企業振興資金融資に係る保証料補給金114万円の減など、合わせまして285万2,000円の減額であります。

20ページ。

第8款土木費は、第2項道路橋梁費で、電柱等移転補償費158万5,000円の減額であります。

第10款教育費は、21ページ、第2項小学校費で、就学援助費103万2,000円の減。

22ページ。

第6項保健体育費で、学校給食センター就学援助費129万1,000円の減など、合わせて635万6,000円の減額であります。

第13款諸支出金は、財政調整基金積立金を9,500万円増額し、令和3年度の財政調整基金の予算積立は1億1,100万円といたしました。これによりまして、令和3年度末の財政調整基金残高は8億7,500万円となります。

第14款予備費は79万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費であります。第2款総務費第1項総務管理費において、社会保障・税番号制度整備事業264万円。

第3款民生費第1項社会福祉費において、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業1,439万円。

第4款衛生費第1項保健衛生費において、保健福祉センター施設管理事業92万円。

第8款土木費第2項道路橋梁費において、大原5号線道路拡幅工事725万8,000円。以上4か件、総額2,520万8,000円の事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書9ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款地方譲与税第3項森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

第3款利子割交付金第1項利子割交付金。（「なし」の声あり）

第4款配当割交付金第1項配当割交付金。（「なし」の声あり）

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

第8款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

第10款地方特例交付金第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2項財産売払収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

14ページ。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

18ページ。

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

20ページ。

第8款土木費第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

22ページ。

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金第1項基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、6ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 繰越明許費の民生費の関係でお伺いしたいと思います。

今回、住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業1,439万円、令和4年度のほうに繰越しということでもありますけれども、これについては1月会議の中で予算議決された案件かというふうに記憶しております。それで、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金ですけれども、令和3年分の非課税世帯への給付と、家計急変世帯への給付という形で2つに分かれていると思います。

それで、非課税世帯への臨時給付金の分なんですけれども、今年の2月上旬に各世帯のほうに通知を差し上げて、申請をいただいて給付するという段取りになっていると思いますけれども、令和3年分の非課税世帯の方からは、全て申請が上がって給付が完了したものかどうか、まずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

非課税世帯に確認書を送付した件数が422世帯になっております。今現在、支給しておりますのが306世帯になっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の回答をお聞きしますと、対象世帯が422世帯で、うち申請されたのが306世帯ということのようです。

この臨時特別給付金については、広報紙2月号で全戸に周知しておりますし、また、併せて各世帯への対象者にも早めの申請を促していると思えますけれども、これを見ますと、いまだ、1か月以上経過して100件以上の世帯がまだ給付を受けていない状況という現状かなと思います。やはり、この臨時特別給付金なんですけれども、やはり生活困窮世帯の方々への支援策ということで、国のほうで急遽制度化したものですから、やはり町としてもそういうの方々への早期の支給を実施すると。また、未申請者には促すといえますか、それが大事かなというふうに考えますので、それらの今後の実施予定といえますか、その辺についてお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

非課税世帯への臨時特別給付金の申請は、4月の28日まで可能ということにしております。ただ、今現在116世帯がまだ未申請ということになっておりますので、その未申請者の方に関しましては、4月に入ってから、こちらから再度通知を差し上げて申請を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 未申請者のほうには、早急にその辺の促し方をお願いをしたいと思えます。

あと、それから家計急変世帯の方々は、多分9月まで申請可能というふうに国のほうのホームページなどにも載ってます。家計急変世帯については、やはりなかなか周知がしづらい点もあろうかと思えます。

また、令和4年度分の住民税の、町県民税の課税決定が6月に決定されると思えますので、やはり6月になれば、その辺の家計急変世帯の対象者もある程度把握できるのかなあというふうに思われますし、納税者のほうもその辺該当するかどうか、ある程度判断できる時期になろうかと思えますので、その家計急変世帯へのこの制度の周知といえますか、その辺をどのように捉えて考えているのかどうか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今の福田議員おっしゃったとおり、税確定、6月頃に税確定後に周知のほうを再度するような格好で、税務課サイドとも連携を取って周知してまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第7号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第31号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第31号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、工業団地整備事業に係る2工区の造成工事費の一部につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費を設定するものでございます。

補正の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書24ページをお開き願います。

第1表繰越明許費、第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費、事業名、工業団地整備事業、金額は3,219万1,000円でございます。

繰越明許費の設定の理由でございますが、大原工業団地造成工事2工区の表土掘削で発生をいたしました残土の処理につきまして、その搬出先としておりました土地が雪の影響により、ぬかるみの状態となっており、搬出後の残土、敷ならしの条件が悪いという状況でありましたので、搬出先の表土が乾燥するまで一定の時間を要するものと判断をいたしました。このことにより、残土の搬出作業に時間を要するため、年度内における大原工業団地造成工事2工区の完了が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。なお、繰越明許費設定後の工期につきましては、4月下旬までの工期延長を予定いたしております。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申

し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案書24ページ、第1表繰越明許費、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第32号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第32号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万4,000円を減額し、予算総額を8億59万3,000円とするものでございます。

歳入の補正を御説明申し上げます。議案書30ページを御覧ください。

第1款介護保険料第1項介護保険料、現年度分特別徴収保険料で8万7,000円の減額。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金、現年度分地域支援事業交付金で10万1,000円の増額となります。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では、現年度分地域支援事業支援交付金

で1,000円の減額。

第5款県支出金第3項県補助金では、現年度分地域支援事業交付金で1,000円の減額となりました。

第7款繰入金第1項他会計繰入金では、合計で14万6,000円を減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。32ページを御覧ください。

第1款総務費第4項計画推進費では、介護保険運営委員会の開催を新型コロナウイルス感染対策により開催数を減らしたことに伴い、8万6,000円の減額としております。

第5款地域支援事業費では、各種事業の実績から、第1項一般介護予防事業費から第3項介護予防・生活支援サービス事業費まで、合計で38万5,000円を減額いたしました。

第7款予備費におきまして33万7,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書30ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款介護保険料第1項介護保険料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

第5款県支出金第3項県補助金。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

32ページ、歳出に入ります。

第1款総務費第4項計画推進費。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 事務事業の執行の観点からお尋ねをさせていただきたいと思いません。

ここに講師謝礼、この後の項目にも謝礼が3項目あります。今回、減額してありますが、実施予定としての時期はいつだったのか、まずお尋ねをしておきたいと思いません。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） まず、講師謝礼12万円を減額してございます。実施の時期ですが、まず、こちらのほうの講師謝礼につきましては、

生き生き長生き講座の実施ということで、7月、10月、12月については、生き生き長生き講座でこちらのほうは実施しておりました。

今回、12万円減額した内容については、地区の介護予防の教室で、こちらについては実施時期というのは、各地区でその開催がまちまちになっておりまして、今回、コロナ禍の影響で開催ができなかったということで、講師の謝礼をまず減額しているというようなことで、12万円減額させていただいております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） やはり、この3月末のタイミングでなければ、減額補正としてはできなかったのかなど。昨今の3月会議の時点でも出せる予定ではなかったのかなと思うんですが、そういった速やかな対処というのはできなかったものか。今回の載ってきてる事務事業のあり方もあるんでしょうけれども、その点がどうなのかを再度お尋ねしておきたいなど。今後、事業を進める上でお尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

相原議員おっしゃるとおり、3月会議ということもあったんですが、これ書くの、コロナの状況もありまして、各地区の事業の開催状況もありますので、町としてはぎりぎりまで状況を見ていたということで、3月のこの会議での減額というふうに至った経緯でございます。今後についてもコロナの状況を見ながら、各地区のリーダーさん方々とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

第3項介護予防・生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績に基づく補正でございますが、既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ1,154万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億5,749万円とするものでございます。

初めに歳入から御説明申し上げます。39ページを御覧ください。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理により、一般会計繰入金654万2,000円の減額といたしました。

第2項基金繰入金では、500万円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。40ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費で、受益者分担金前納報償金で33万2,000円の減額といたしました。下水道基金積立金で498万5,000円の増額とし、合わせて465万3,000円の増額といたしました。なお、補正後の下水道基金につきましては、2,000万円となる見込みでございます。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費では、第1目管理費の修繕料で185万円の減額。委託料では、浄化センター運転管理委託料などで123万1,000円の減額。機器借上料で77万円の減額となっております。維持管理用原材料費で29万6,000円の減額など、合わせまして414万7,000円の減額といたしました。

第2目事業費では、新規公共枡設置工事費で50万円の減額といたしました。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費では、第1目の管理費の修繕料で168万円の減額。移動式脱水施設運転業務委託料で137万3,000円の減額。管路施設維持工事費で50万の減額など、合わせまして355万3,000円の減額といたしました。

41ページを御覧ください。

第2目の事業費で、公共下水道施設設置工事費で50万円の減額。補償、補填及び賠償金で20万円の減額とし、合わせまして70万円の減額といたしました。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費では、第2目の事業費で、放流排水施設使用同意手数料で11万円の減額。個別排水処理施設設置工事費で200万円の減額。物件移転補償費で20万円の減額など、合わせて231万円の減額といたしました。

第6款予備費で498万5,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

以上、補正予算についての御説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書39ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

41ページ。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。（「なし」の声あり）

第6款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第

4号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額1億9,314万円から収入支出それぞれ667万3,000円を減額し、予算の予定額を1億8,646万7,000円といたしました。

収入より御説明申し上げます。44ページを御覧ください。

第1款水道事業収益第2項営業外収益において、667万3,000円の減額といたしました。内容につきましては、第2目長期前受金戻入で43万8,000円の減額。第4目消費税及び地方消費税還付金で623万5,000円の減額、合わせまして667万3,000円の減額とするものでございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款水道事業費用第1項営業費用において、1,100万円の減額といたしました。内容につきましては、第1目原水及び浄水費で取水ポンプ等修繕料200万の減額。第2目配水及び給水費で、排水管等清掃委託料600万円の減額。重機等賃借料で300万円の減額といたしました。

第2項営業外費用第3目消費税及び地方消費税で83万3,000円の減額といたしました。（「増だぞ」の声多数あり）すみません、83万3,000円の増額といたしました。

第4項予備費第1目予備費で349万4,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。支出から御説明いたします。46ページを御覧ください。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目排水設備改良費で、色麻町水道事業変更認可申請委託料で613万8,000円の減額といたしました。四竈地区水道施設整備工事費で2,164万8,000円の減額。清水地区水道施設整備工事費で207万4,000円の減額、合わせまして2,372万2,000円の減額といたしました。

次に、収入について御説明いたします。45ページを御覧ください。

第1款資本的収入第3項企業債で2,630万円の減額といたしました。

戻りまして、43ページを御覧ください。

第3条、補正後の予定額におきまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,043万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,105万5,000円。（「1,150万円の声あり」1,150万5,000円、すみませんでした。1,150万5,000円。過年度分損益勘定留保資金1,736万3,000円、当年度分損益勘定留保資金656万4,000円、建設改良積立金1,500万円で補填するものといたしました。

また、予算第6条に定めました企業債の限度額を2,630万円減額し、7,160万円とするものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書44ページ、収益的収入及び支出、収入から入ります。

収入。

第1款水道事業収益第2項営業外収益。小川一男議員。

○6番（小川一男君） 4目の消費税及び地方消費税還付金、既定予定額となっておりますが、これは当初予算と理解して。当初は623万5,000円。今回、同額減額してゼロ。

その下の支出の部、営業外費用第3目消費税及び地方消費税、当初1,000円補正で83万4,000円、合わせて83万4,000円を消費税として納める内容になっていますが、当初は借り受けから仮払いが多いために還付金を計上したと思われそうですが、その内容につきましては46ページ、資本的収入及び支出の中の支出、第1款資本的支出第1項建設改良費の1目における工事請負費、ここに2件ほどあるんですが、この金額2,372万2,000円、これに関わる消費税が減額により今回83万4,000円ですか、そういう形の消費税の処理になったという解釈でよろしいのか。

なお、課長を中心に工事請負費をかなり鋭意努力して減額しているようですが、これでよろしいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおりでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、支出に入ります。

第1款水道事業費用第1項営業費用。（「なし」の声あり）

第2項営業外費用。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

次に、議案書45ページ、資本的収入及び支出の収入に入ります。

第1款資本的収入第3項企業債。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

建設改良積立金。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

第1款資本的支出第1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、43ページに戻りまして、第4条企業債。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第8 議案第35号 色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第35号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第35号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

人事院は、昨年8月10日の人事院勧告に併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出、これにおきまして、公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置というものを示しました。その措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、本年2月17日に改正人事院規則が公布され、本年4月1日から施行されます。総務省からは、地方公共団体においてもその措置を講じるよう通知がございました。

これを受けまして、当町におきましても、色麻町職員の育児休業等に関する条例に規定されている非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和などをするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について申し上げます。審議資料1ページを御覧ください。

まず、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を、これを廃止いたします。

第2条第3号アの（ア）及び第17条第2号、次のページ、2ページになりますが、アで規定しているものを廃止ということになります。

次に、妊娠または出産などについて、非常勤職員を含めた全ての職員から申出があった場合に、任命権者が取らなければならない措置等として第21条を新設いたします。

第1項では、職員またはその配偶者が、妊娠・出産その他これに準ずる事実を申し出たときは、任命権者は当該職員に対して、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じることを規定しております。

第2項では、職員が第1項の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにすることを規定したものでございます。

次に、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置といたしまして、第22条を新設し、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置として、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備などを明記いたしております。

第23条でございますけれども、規則への委任についての規定がなかったということで、今回、新設させていただきました。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、国家公務員の施行日と同様に令和4年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回、改正ということで、育児休業等に関する条例ですか、改正ということで、その走りは昨年9月10日、人事院より勧告があったと。総務省よりも通達があって、今回、改正するんだよという説明でしたけれども、この中で非常勤職員という文字があります。表記。今回、この条例改正に当たって使用されている非常勤職員という表記、これが正しいのかどうか。つまり、令和2年法改正によって会計年度任用職員と言われるようになったというふうに理解しているのですが、その辺の見解を説明していただければと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 非常勤職員の職ということの整理だと思うんですけども、非常勤の職ということになりますと、会計年度任用職員がまずフルタイムとパートタイ

ムと2種類ございます。そのほかに短時間勤務の職といたしまして、再任用の短時間。（「正しいのか、正しくないのかをお尋ねしているんです」の声あり）それを説明するために今説明してますんで。非常勤職員の説明をしてますので、それを聞いて正しいか、正しくないかという判断をお願いしたいと思います。

短時間職、再任用の短時間職員も非常勤職員ということになります。それから、任期付の短時間職員、これは色麻町にはいないんですけども、そういう人たちも非常勤職員ということになりますので、そういう人たちをひっくるめて非常勤職員ということになりますので、会計年度任用職員だけということではなくて、その人たちも該当になるということで、非常勤職員という言葉を使っているということになります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 不勉強なものですから、ちょっと分からなかったものですかからお尋ねしたというわけですが、必ずしも会計年度任用職員だけでなく、ほかにもいるんだよと。そういうことを含めてこの非常勤職員という表現をやって、表記をしているというふうに理解すればよろしいわけですね。分かりました。

ただ、その中で、この非常勤職員以外の非常勤職員、これがちょっとどういう方を指すのか。不勉強なものですから、教えていただければありがたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） ここに該当しない職員はどういう職員だということになりますので、該当しない非常勤職員と言ってしまうと、一回非常勤職員、一回しか使わないんですけども、ここに該当する非常勤職員以外の非常勤職員という言い回しだけの違いですので、そこは御理解いただきたいと思うんですけども。

例えば、ここにも書いてあるんですけども、1週間の勤務時間が3日以上または1年間の勤務日数が121日以上職員以外の職員ということなんです。ですから、1週間に2日しか来ない会計年度任用職員あるいは1年間に120日以下の会計年度任用職員、この人たちがこれに該当するということになりますので、その人たちはこの育児休業の対象にはならないということになりますので、そういう表現になっています。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうしますと、1週間に2日、年間120日という言い方でありませうけれども、平成3年の法律第110条で、地方公務員の育児休業に関する法律というのがあるんですけども、上位法になると思うんですけども、この中で第6条に育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用という、6条にあるんですけども、それに該当するというふうに理解すればよろしいということでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今工藤議員がおっしゃられたのは、町の条例の中の第2条第1項第1号及び、第1項ですね、第1項に規定していますので、それとはまた別というふうに解釈していただければと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 第21条に配偶者が妊娠し、または出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときとありますが、この準ずる事実というのは、一体どういう事実なんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求して、当該請求に係る3歳に満たない者を現に看護していること、または特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を看護する意思を明示したというのがまた一つ。

それから、養子縁組、里親ですね、里親制度で里親になった方、そういう方。それから、現に里親である職員ということが、その他これに準ずる者というふうに人事院のほうの規則では定まっていますので、本町でも同様な扱いとなります。（「分かりました」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和4年色麻町議会定例会3月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月30日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日3月30日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前 11時20分 散会
